

## 役員報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、法人法並びに公益認定法及び定款の規定にもとづき、本会の理事及び監事の報酬等の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員報酬等 役員への報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用 役員職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

### (費用)

第4条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、公益認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。(令和3年11月9日臨時総会決議)